

伊賀市発注の測量・設計等コンサルタント業務に係る最低制限価格の運用について

平成24年7月

平成28年6月

平成29年4月

令和元年10月

令和2年4月

令和4年6月

令和7年4月

1. 最低制限価格の設定について

伊賀市では、測量・設計等コンサルタント業務について、①人件費の占める割合が高く、著しく低い価格で落札した場合にはダンピングのおそれが高く、また契約内容の適正な履行の確保がされないおそれも高くなること、②このような場合に、業者が契約期間の途中で契約の履行を放棄したときには、その結果として、発注機関の円滑な業務の遂行が妨げられ不測の損害を被ることになりかねないこと、さらに③ダンピングによって、入札制度が趣旨するところの健全な競争を阻害することも考えられることなどを踏まえ、当該業務を最低制限価格制度の対象とし、予定価格の7/10以上の額で下記の考え方により算定される『業務委託に伴い最低限必要な費用(P)』を最低制限価格として運用します。

ただし、下記の「計算式」により算出された金額が予定価格の7/10を下回るときは7/10とします。最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10 値の万円未満を切り捨てるものとしますが、その額が予定価格/1.10 の7/10を下回る場合は、7/10 以上となるようにP/1.10 値の万円未満を切り上げるものとします。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記計算式に用いる数値を目安としつつ、業務の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとします。

業務委託に伴い最低限必要な費用＝P

2. 測量業務(権利調査を含む)

$$P = (\text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 1.10$$

ただし、諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

3. 設計業務・用地調査等業務

3-1. 積算に技術経費の項目を計上しない場合 $P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5) \times 1.10$

3-2. 積算に技術経費の項目を計上する場合 $P = (\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 0.6 + \text{技術経費}) \times 1.10$

ただし、諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

4. 地質調査業務

$$P = (\text{純調査費} + \text{諸経費} \times 0.5 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8) \times 1.10$$

ただし、純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

注)複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとにP/1.10値の万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記2、3、4の業務が合算された業務のことであり、3の中で併記された設計業務・用地調査等業務は、同一諸経費体系とみなす。また、1の予定価格の7/10以上の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合算した後に行うこととする。